

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 入間東部地区事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.6 %
全職員	87.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	95.1 %
本庁係長相当職	92.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	97.2 %
26～30年	91.2 %
21～25年	— %
16～20年	87 %
11～15年	93.7 %
6～10年	110.9 %
1～5年	106.5 %

【説明欄】

- 1 「—」表示となっている箇所について
該当項目に、女性職員が存在しないもの
- 2 全職員に係る情報における短時間勤務の職員数換算について
任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員の職員数は、所定勤務時間に応じて次のとおり換算するもの
(1) 1週間の所定勤務時間が19時間30分の場合 38.75分の19.5
(2) 1週間の所定勤務時間が15時間の場合 38.75分の15
(3) 1週間の所定勤務日数が任期の定めのない常勤職員と同様で、1日の所定勤務時間が7時間の場合 7.75分の7

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。